

## 編 集 後 記

最近気になることとして、authorshipの件があります。近年科研費等の応募にCITI Japan受講が必須となっていて、おそらくほとんどの方が既に受講されたのではと思います。そこにauthorshipの項目があったのを覚えていらっしゃるでしょうか。国際医学雑誌編集者委員会は、論文著者の基準として以下の4つをすべて満たすこととしています。1. 研究の構想・デザインや、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与していること、2. 論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行っていること、3. 出版原稿の最終版を承認していること、4. 論文の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること。そして、authorshipの偽りとして、gift authorshipとghost authorshipが挙げられています。前者は実質的な貢献や論文の理解がないのに著者に加えること、後者は実際に貢献している人が著者から外れていることで、特に後者に企業の利益相反が絡むと非常に大きな問題となります。また、万一発表された論文に近年話題の捏造や改竄などの不正の疑いが出た場合にも、authorshipの偽りは関係者を巻き込む大問題とな

るでしょう。一般に日本では、施設や研究室の同僚は全員入れておこうというgift authorshipがしばしば行われていたように感じます。万一、共著者もIFが稼げるから誰も損しないなどと思うなら、それが重大な倫理違反なのです。私のスウェーデンでの師匠Erik Stålberg教授は、今から思うとこのauthorshipを昔から厳密に運用していました。我々がはるか昔にスウェーデンと一緒に取ったデータを使うから共著に入ると頼んだら、自分はもうその資格はないと言ってきて、いややはり是非入って欲しいって言ったら、原稿をきちんと隅から隅まで読んで、査読かと思うほどの実質的なコメント・意見をたくさんいただいたのです。そこまでするのがauthorというのが染み付いているのでしょう。

臨床神経はIFありませんから、IF稼ぎのgift authorshipはないでしょうが、それでも業績の一端となることには変わりません。臨床神経で投稿の練習をする若者は、是非今からこのauthorshipの正しい概念に敏感になって、その面も習熟するように、万一上司から圧力があっても言い返せる(笑)ことを目指して下さい。

(園生雅弘)

## 〈 編 集 委 員 〉

編集委員長 鈴木 則宏 編集副委員長 河村 満  
 編集委員 荒木 信夫 飯塚 高浩 池田 昭夫 亀井 聡  
 瀧山 嘉久 坪井 義夫 西野 一三 野村 恭一 星野 晴彦  
 編集委員(幹事兼任) 園生 雅弘 高尾 昌樹

「臨床神経学」 第56巻 第10号 平成28年10月1日発行  
 編集者 東京都文京区湯島二丁目31番21号 一丸ビル 一般社団法人日本神経学会  
 発行者 東京都文京区湯島二丁目31番21号 一丸ビル 高橋 良輔  
 印刷所 〔郵便番号 602-8048〕京都市上京区下立売通小川東入 中西印刷株式会社

発行所 〔郵便番号 113-0034〕東京都文京区湯島二丁目 31 番 21 号 一丸ビル  
 日本神経学会

郵便振替口座 東京 00120-0-12550

TEL. 03-3815-1080 FAX. 03-3815-1931

ホームページアドレス：<http://www.neurology-jp.org/>